

緊急連絡人の届出について

沖縄県では、令和4年4月に「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例」を改正し、これまで入居時に求めていた「連帯保証人」を「緊急連絡人」としました。今後の手続きにおいては、「連帯保証人」ではなく「緊急連絡人」を届け出ことになります。

Q1. 必ず緊急連絡人に変更しないといけないのですか？

A. 必ずしも変更する必要はありません。変更を希望される場合は、手続きが必要になります。変更を希望しない場合は、連帯保証人のままとすることもできます。

ただし、連帯保証人の要件を満たさなくなったり、死亡等で不在となつた場合は、早めに緊急連絡人の届け出を提出してください。

Q2. 緊急連絡人とは？連帯保証人と何が違うのですか？

A. 連帯保証人は、県営住宅の賃貸借契約に係る金銭債務（家賃、駐車場使用料、修繕費など）について、名義人と同様の支払義務を負いますが、緊急連絡人には、金銭債務の支払義務はありません。

緊急連絡人は、国内居住者で名義人と別世帯であり、以下の事項に協力できる18歳以上の方がなることができます。

【緊急連絡人に協力を求める事項】

- ①入居者が不在、病気などによる場合における緊急時の対応
- ②入居者が家賃を滞納した場合における、納付指導への協力
- ③入居者が死亡し、または無断で退去した場合における退去手続き
- ④その他知事が特に必要と認める事項に関する対応または協力



ジュウコウくん

Q3. 緊急連絡人への変更手続きは何をすればいいですか？

A. 協力事項への了解を得て、必要書類等を準備し手続きしてください。

届け出には、契約書（請書）の変更が必要です。あわせて緊急連絡人の住民票（抄本）、名義人の実印、名義人の印鑑登録証明書等が必要となります。

Q4. 現在、家賃を滞納しています。それでも緊急連絡人への変更はできますか？

A. 家賃滞納を解消することを優先してください。

家賃を滞納したまま緊急連絡人への届け出を希望される場合は、連帯保証人が責任を持って現在の滞納家賃等の解消に努めること等を確約する文書を連署のうえ提出していただきます。